

宮崎ふるさと愛寄附金（ふるさと納税）の寄附者へ特産品等の贈呈を開始します

1 概要

宮崎ふるさと愛寄附金へ寄附をいただいた方に対して、お礼として本市の魅力あふれる特産品等を贈呈します。

※ふるさと納税制度とは

地方出身者で都会に住む人等が、「ふるさと」に対し、貢献したい、応援したいという思いを自治体に対する寄附を通じて実現するために創設された制度であり、本市では「宮崎ふるさと愛寄附金」として平成20年7月から運用を行っている。

2 目的

宮崎ふるさと愛寄附金の推進を図り、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図るものです。

3 開始時期

平成27年6月1日から（平成27年4月1日以降の寄附も贈呈対象とします。）

4 贈呈する特産品等

別紙「宮崎ふるさと愛寄附金特産品等カタログ」のとおり

5 本市が贈呈する特産品等の特徴

宮崎を「知っていただく」「食べていただく」「来ていただく」をコンセプトとして、本市の魅力あふれる特産品などを贈呈のメニューとしました。

宮崎ブランドの宮崎牛や完熟マンゴーを初めとして、スポーツランドみやざきにマッチしたトーナメント開催ゴルフ場プレー券や宮崎を代表するマリンスポーツの拠点、青島ビーチで楽しむマリンスポーツ体験券など宮崎の強みを生かした品揃えとしています。

6 贈呈基準

1万円以上3万円未満、3万円以上10万円未満、10万円以上20万円未満、20万円以上の寄附額に応じて特産品等の贈呈を行います。

- ① 特産品等の贈呈対象寄附額（最低寄附額）
⇒ 寄附金額が1万円以上の寄附者
- ② 特産品等の贈呈回数
⇒ 寄附の都度、特産品等を贈呈
- ③ 特産品等の贈呈対象者
⇒ 市外在住者（法人は対象外）

7 寄附の手続

- ① 電話・メール・ふるさとチョイス（インターネットサイト）による寄附の申込み。
- ② 本市より寄附金パンフレット及び特産品等一覧（カタログ）の送付。
- ③ パンフレット付属の払込取扱票により、郵便局で寄附金の払込み。（払込取扱票に特産品等を選択し記入）
- ④ 特産品等協力事業者から特産品等の送付。

【問い合わせ】

宮崎市税務部納税管理課
電話 21-1741